

第一九三回

閣第二三号

主要農作物種子法を廃止する法律案

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）は、廃止する。

附 則

この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

理 由

最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、主要農作物種子法を廃止する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。